

走り始めるコンセッション方式

○野川春夫（順天堂大学） 萩裕美子（東海大学） 松本真一（（一社）生涯スポーツ社会創造研究所） 小松史郎（集客都市研究所）

キーワード イベント会場 文教施設 コンセッション方式

【1】研究の背景と研究目的

2015年から首都圏において日本青年館やゆうぼうとホールに代表される劇場やホールの閉鎖が相次ぎ、道路や橋梁だけでなく社会資本全体の老朽化が日本において深刻な問題となっている。イベント会場で使用される公共の文教施設も例外ではない。約1/4の施設に指定管理者制度が導入されている公共文教施設も他の公共施設・インフラと同様に、急速な老朽化の進展が予想され、MICE時代の到来が喧伝される中、維持管理費や更新費等の増大が見込まれている。

このような状況下において、民間資金等活用事業推進会議によって「PPP/PFI推進アクションプラン」が2016年5月18日に決定され、スポーツ施設や社会教育施設及び文化施設の文教施設に対して『平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化の目標』が定められた。しかしながら、「コンセッションとは何か」「指定管理者制度と何が違うのか」「従来のPFIと何が異なるのか」といった基礎的な知識・情報が必ずしも十分ではないと行政側も問題点を認めている。

従って本研究の目的は、コンセッション方式に対する正しい理解を促進するとともに、公共スポーツ施設への導入についてのメリットとデメリットを整理することである。

表1. 文教施設における指定管理者制度の現状

区分	計	公民館 (類似 施設含 む)	図書館 (同種 施設含 む)	博物館	博物館 類似施 設	青少年 教育施 設	女性教 育施設	社会体 育施設	文化会 館	生涯学 習セン ター
公立の施設数 (社会体育施 設は団体数)	53,804	15,392	3,249	724	3,522	1,020	277	27,469	1,742	409
うち指定管理 者導入施設数	14,098	1,319	347	158	1,053	393	88	9,714	935	91
公立の施設数 に占める割合	26.2%	8.6%	10.7%	21.8%	29.9%	38.5%	31.8%	35.4%	53.7%	22.2%

(注)「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定している場合をいう。(出所)「平成23年度社会教育調査」(平成25年3月文部科学省)

【2】コンセッション方式：公共施設等運営権制度

コンセッション方式とは公共施設等運営権制度のことであり、地方公共団体が民間事業者を「管理代行者」ではなく、高水準の公的サービスを提供する「ビジネスパートナー」と位置付け、長期的な視点を持って、公共施設の本来もつサービスの質の向上と公共施設を活用して新たな価値の創造を目指す。本制度の特徴は、完全な民営化とは異なり、対象施設は公共が所有する点や実施方針の議会承認や契約後のモニタリング等、公共による一定の関与と責任により公共性を確保しつつ、実質的な運営を民間に委ねるものである。

公共施設等運営権は物権としてみなされ、不動産に関する規定を準用することができる。これにより、みなし物権である公共施設等運営権を担保として抵当権が設定できるため、資金調達が円滑になる。更に料金収入を民間事業者の収入とする仕組みであり、これにより民間事業者が創意工夫を凝らすインセンティブとなっている。

【3】コンセッション方式のメリット・デメリット

本制度のメリットとして、契約期間の長期化（10数年から数10年）と大規模投資の可能性、柔軟な事業スキームの選択、民間事業者の創意工夫へのインセンティブなどが盛り込まれている。特に、民間事業者へのインセンティブとして収益の分配（プロフィット・シェアリング）とリスク分担の明確化と複数施設を一括して事業化する「バンドリング」等の複合的な運営が認められている。

利用料金と補助金収入が主収入源である現行の指定管理者制度に比べ、コンセッション方式では第3の財源ともいえるべき新たな収入源をどの程度担保するかが経営安定の鍵となる。この第3の財源は、施設の「目的外使用」に直結することから、監督官庁と関連官庁が規制緩和をどの程度積極的に進めるかが資金調達をする民間企業の関心の的となろう。

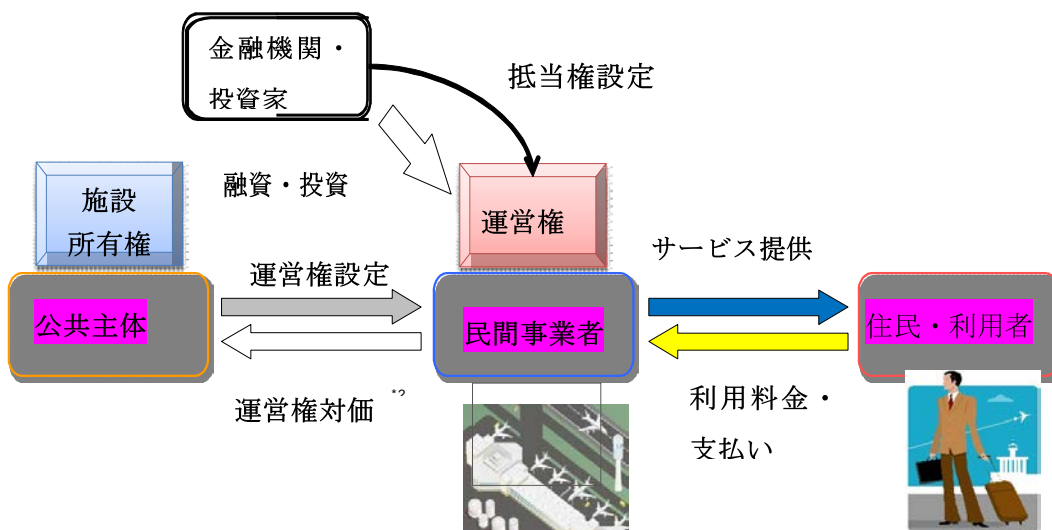


図1. コンセッション方式の概略図